

令和7年度答申第8号
令和7年6月10日

諮問番号 令和7年度諮問第1号（令和7年4月15日諮問）
審査庁 環境大臣
事件名 産業廃棄物処理施設設置許可取消処分等に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A都道府県知事（以下「処分庁」という。）が、産業廃棄物処理施設の設置許可及び産業廃棄物処分業の許可を受けている審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）15条の3第1項の規定に基づき上記産業廃棄物処理施設設置許可を取り消す処分（以下「本件取消処分」という。）及び廃掃法14条10項の規定に基づき上記産業廃棄物処分業許可の更新を不許可とする処分（以下「本件不許可処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 廃掃法14条6項は、産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと規定し、同条7項は、同条6項の許可は、5年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令

で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うと規定する。なお、同条8項は、同条7項の定める更新の申請があった場合において、同項の定める許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する旨規定する。また、同条10項は、都道府県知事は、同条6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならないと規定し、同項1号において、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであることと規定する。

これを受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）10条の5は、廃掃法14条10項1号の規定による環境省令で定める基準として、2号で埋立処分を業として行う場合について規定し、同号イ（1）において、施設に係る基準として、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有することと規定し、同号ロ（1）において、申請者の能力に係る基準として、産業廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することとする旨規定する。

- (2) 廃掃法15条の2の3第1項は、産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る廃掃法15条2項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について廃掃法15条の2の6第1項の許可を受けたときは、変更後のもの。）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならないと規定する。

上記の技術上の基準として、産業廃棄物の最終処分場については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府、厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）2条2項が、基準省令1条2項1号から4号まで及び6号の規定の例によるほか、基準省令2条2項各号の規定のとおりとすると規定し、特に、安定型最終処分場の維持管理については、基準省令2条2項2号ハが、浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行

うこととし、埋立処分開始前に地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること及び埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること、ただし、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでないことと規定する。また、同号ニ及びホが、同号ハの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること、採取設備により採取された浸透水の水質検査を、地下水等検査項目については1年に1回以上、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量については1月に1回（埋立処分が終了した埋立地においては、3月に1回）以上行い、かつ、記録することをそれぞれ規定する。さらに、管理型最終処分場の維持管理については、基準省令2条2項3号が基準省令1条2項5号及び7号から20号までの規定の例によると規定し、同項14号ロ及びハが浸出液処理設備の維持管理について、浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること及び放流水の水質検査を次により行うこととし、当該水質検査については、排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量について1月に1回以上測定し、かつ、記録する旨それぞれ規定する。

(3) 廃掃法15条の2の7は、都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設（その処理施設が廃掃法15条の2の5の規定に基づき一般廃棄物処理施設として設置されている場合における当該一般廃棄物処理施設を含む。以下この条において同じ。）の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができることと規定し、同条1号において、廃掃法15条1項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が廃掃法15条の2第1項1号若しくは15条の2の3第1項に規定する技術上の基準等に適合していないと認めるときとする旨規定する。

(4) 廃掃法15条の3第1項は、都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る廃掃法15条1項の許可を

取り消さなければならないと規定し、廃掃法15条の3第1項2号において、廃掃法15条の2の7第3号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分（上記（3）の改善命令等）に違反したときと規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、B地において、平成6年12月19日付けで処分庁から許可を得て、管理型最終処分場（以下「本件施設」という。）を設置し、平成8年12月25日付けで産業廃棄物処分業の許可を取得し、以後、同許可の更新を受けていた。

（令和3年11月2日付け産業廃棄物処分業の許可更新書一式）

- (2) 審査請求人は、令和3年11月2日付けで、中間処理業及び最終処分業（管理型及び安定型）を事業とする産業廃棄物処分業許可更新申請（以下「本件許可更新申請」という。）を行った。

（本件許可更新申請に係る書類一式）

- (3) 処分庁は、上記（2）の許可更新の審査過程において、最終処分業に係る管理型最終処分場（本件施設）の浸出液処理設備が故障していること及び審査請求人において本件施設及び安定型最終処分場の維持管理のための点検、検査その他記録及び水質検査が適切に行われていないことを確認し、令和4年1月13日付け、同年3月15日付け及び令和5年7月11日付けで文書指導を行った。

（改善命令及び使用禁止命令の発出について（伺）、管理型及び安定型最終処分場の維持管理の実施について（令和4年1月13日付け、同年3月15日付け、令和5年7月11日付け））

- (4) 処分庁は、廃掃法15条の2の7の規定に基づき、令和5年10月20日付けで、浸出液処理設備を修繕すること及び浸出液処理設備において処理した直後の放流水の水質検査を実施すること並びにこれらの措置が完了するまで本件施設の使用を停止することを命じた（以下「本件改善命令等」という。）。

（改善命令書）

- (5) 処分庁は、審査請求人が本件改善命令等により命じられた措置を期限（令和6年3月20日）までに履行しなかったことから、本件取消処分先立ち、同年5月8日に聴聞を実施した。しかし、処分庁が、出頭手続の行われていない補佐人の参加を断ったところ、審査請求人は聴聞への出頭

を拒否し、陳述書や証拠書類等の提出も行わなかったことから、処分庁は聴聞を終結した。処分庁は、廃掃法15条の3第1項の規定に基づき、同年6月5日付けで本件取消処分を行った。

(改善命令書、聴聞調書、聴聞報告書、本件取消処分の通知書)

(6) 処分庁は、本件許可更新申請に対し、廃掃法14条10項の規定に基づき、令和6年6月17日付けで本件不許可処分を行った。

(本件不許可処分の通知書)

(7) 審査請求人は、令和6年7月25日、審査庁に対し、本件取消処分及び本件不許可処分を不服として審査請求をした。

(諮問説明書、審査請求書)

(8) 審査庁は、令和7年4月15日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件取消処分について

改善命令書の「浸出液処理設備を修繕し、かつ浸出液処理設備において処理された放流水について、法15条の2の3第1項に規定する水質検査を実施すること」について、令和5年6月5日に産業廃棄物処分業の許可を、浸出液処理設備を修繕しかつ浸出液処理設備において処理された放流水について水質検査をされなかったことを理由に本件取消処分をしたことは、重大な違法行為である。

廃掃法は、脱水施設からの汚水(BODやSS等)の水質検査を規定していない。これらは、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)や水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)で規定している。二重規定を避けるために廃掃法では規定できないとしており、公共用水域に放出する放流水の水質を水質汚濁防止法の「出口規制」で規定している。令和6年6月5日付けの本件取消処分は、水質汚濁防止法で規定されている「出口規制」に反したもので法の規定を無視したものである。

放流水の水質及び検査をする地点については、公共用水域に放流する場所として、平成9年2月3日の最初の水質検査をA都道府県立会いの下で実施することを指示している。令和5年10月20日付けの本件改善命令等の「措置を命じた理由」で、本件施設において、浸出液処理設備が故障

しており事業者には義務付けられている放流水の水質検査がなされていないとあり、廃掃法15条の2の3第1項の規定する維持管理基準の違反に該当するとして行われた令和6年6月5日付けの本件取消処分は、法を無視した重大な不法行政行為であることは明らかである。

(2) 本件不許可処分について

令和3年11月2日付け本件許可更新申請を2年6か月間保留して本件不許可処分をしたことは、重大な違法行為である。

水質検査は、処分場外の公共用水域に放出する地点で実施するものであり、本件許可更新申請が保留されていた期間も、搬入を停止していた期間も、毎月の水質検査及び年1回の水質検査を適切に実施してきていることは、処分庁による令和5年6月26日付け「産業廃棄物処理施設の定期検査結果について（通知）」で、「管理型最終処分場の技術上の基準（構造基準）に適合」としている。また、本件施設から公共用水域に放出する放流水は薬剤など使わず、湿地を利用した生物処理（ガマやヨシ等）による廃水処理によって公共用水域に放出する放流水中のダイオキシン類の測定値は、常時基準値の1万分の1から1万数千分の1であるのに、処分庁は薬剤を用いる施設が故障していることを理由に6回目の許可更新申請を約2年6か月も保留にして、本件不許可処分をした行政行為は重大な違法行為である。

水質検査の場所については、本件施設から公共の水路に放出する地点で検査するように、平成8年12月9日に産業廃棄物処分業の許可をした後の最初の水質検査を行った平成9年2月3日に、A都道府県の立会いの下に実施した。

その後、担当者が変わるとともに本件施設内の水質検査を指示するようになり、検査位置が変わったり、地下水の水質検査を2か所以上にするよう指示したりするなど違法な行政指示をしている。水質に問題がなければ、地下水の水質検査を、法は不要としている。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は次のとおりである。

1 本件取消処分について

(1) 本件改善命令等は、令和5年10月20日付けで行われており、審査請求人が本件改善命令等について審査請求を行う場合の審査請求期間（処分

があったことを知った日の翌日から起算して3か月)を徒過している。したがって、審査請求人は本件審査請求中では本件改善命令等の不当性、違法性を争うことはできず、本件改善命令等が不当、違法なものではないことを前提とする。

(2) 審査請求人が浸出液処理設備の故障の修繕を行った事実を確認することはできない。

(3) 適正な水質検査の実施について

ア 審査請求人が本件改善命令等で求められている廃掃法15条の2の3第1項に規定する水質検査を行っているといえるか検討する。

この点、審査請求人は、本件許可更新申請が保留されていた期間中も、本件施設から公共用水域に水を放流する地点において、毎月1回の水質検査及び年1回の水質検査を実施していると主張している。産業廃棄物処理施設の設置者は、廃掃法15条の2の3第1項の規定に基づき施設を維持管理しなければならないとされ、維持管理に関する基準のうち、基準省令2条2項3号(基準省令1条2項14号ハ(1)及び(2)の規定の例によると規定。)によると、放流水の水質検査を行うことと規定されていることから、浸出液処理設備にて処理された放流水の水質検査を実施しなければならない。審査請求人は、本件施設の設置者として、当該水質検査を行わなければならない。

イ 上記アの水質検査は「放流水」について行うこととされているところ、「放流水」の定義や採取場所について廃掃法上の定めはない。これは、廃棄物処理施設の構造等は施設ごとに異なるのであって、水質検査の対象となる「放流水」の採取場所等についても、施設ごとに判断を行う必要があるためと解される。そうであるとすれば、行政庁の検査の対象となる水の採取場所については、行政庁がその裁量に基づき決定するのが適切と考えられる。そのため、当該決定内容の適否を審査するに当たっては、当該決定が裁量権の行使としてされたことを前提として、その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法とすべきものと解するのが相当である。

ウ これを本件についてみると、本件施設は、浸出液処理設備で処理された放流水が敷地内の調整池へ入り、その後公共用水域へ排出される構造となっているところ、当該調整池はヨシやガマ等が自生する素掘りの溜池であることから、当該調整池には雨水等が流れ込む可能性があり、また、当該調整池の水は地下浸透するおそれがある。このような当該調整池の特徴に照らすと、当該調整池の出口で採取し、水質検査を行ったのでは、浸出液処理設備の性能を確認する水質検査の趣旨を果たす調査を行うことができない。そうであるとすれば、浸出液処理設備から排出された直後の水を採取し、検査をすべきであるのであって、処分庁の判断は合理的であり、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したとはいえない。

したがって、審査請求人が実施したと主張する、本件施設から公共用水域に水を放流する地点における毎月1回の水質検査及び年1回の水質検査は、本件改善命令等に従った水質検査とはいえず、本件改善命令等で求められている廃掃法15条の2の3第1項に規定する水質検査を実施しているとはいえない。

(4) 法定手続について

処分庁は、本件取消処分が不利益処分に当たるため、行政手続法（平成5年法律第88号）13条1項1号の規定に基づき聴聞を行うこととしたところ、審査請求人は補佐人とともに出頭した。しかしながら、審査請求人は当該補佐人の出頭に関する手続を行っていなかった。そのため、処分庁は、補佐人の参加を断った。「聴聞の運用のための具体的措置について」（平成6年4月25日付け、総管第102号）の別紙2「聴聞の運用のための具体的措置に関する指針」Ⅱの第六「補佐人の出頭許可の手続」によると、当事者たる審査請求人が補佐人とともに出頭することを希望する場合は、聴聞の期日の日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとするとしているところ、審査請求人はこれを怠ったのであるから、処分庁が補佐人の参加を認めなかったことに違法はない。その上で、処分庁が審査請求人に対して審査請求人のみ参加を求めたところ、審査請求人がこれを拒否したという経緯に照らすと、審査請求人の聴聞への出頭拒否は、正当な理由なく行われたものであり、処分庁は同法23条1項の規定に従い、聴聞を終結することができた。したがって、処分庁が聴聞手続を終結したことは適法である。

以上より、審査請求人は、本件改善命令等に違反しており、また、処分庁は必要な手続を行っているのであるから、本件取消処分には不当、違法な点はない。

2 本件不許可処分について

- (1) 本件取消処分により、適法に本件施設の設置許可が取り消されているところ、審査請求人は、廃掃法施行規則10条の5第2号イ(1)に規定する「施設に係る基準」に適合するとは認められない。
- (2) また、審査請求人は、浸出液処理設備にて処理した直後の放流水について水質検査等を実施しておらず、廃掃法に定める点検、検査等が適正に実施されているとはいえない。産業廃棄物処分業の許可の基準のうち、廃掃法施行規則10条の5第2号ロに規定する「申請者の能力に係る基準」(1)において、「産業廃棄物の埋立処分(中略)を的確に行うに足りる知識及び技能」(以下「知識及び技能」という。)を有することを求めた趣旨は、廃棄物を適切に埋立処分する能力を有する者であることを要求するものであると解される。この判断に当たっては、当該規定の趣旨に鑑み、当該申請に係る産業廃棄物の処理後の実績、各種基準の遵守状況等様々な事情を総合的に判断すべきと解する。これは、廃掃法施行規則8条の38の3第5号に規定する「当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」の判断方法について、「当該申請に係る産業廃棄物又はこれに類するものの処理実績、当該申請に係る産業廃棄物の処理に関連する講習の受講実績、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可証、産業廃棄物処理施設の設置許可証等をもって確認できること」としている「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて(通知)」(令和2年3月30日付け環循規発第2003301号。以下「許可事務通知」という。)と同趣旨である。

この点につき、本件では、上記のとおり、浸出液処理設備にて処理した直後の放流水について水質検査等を実施しておらず、廃掃法に定める点検、検査等が適正に実施されているとはいえないところ、各種水質検査の結果は、産業廃棄物処理施設が適切に稼働していることを示す重要な検査であり、「知識及び技能」を有するか否かの判断を行うに当たり考慮すべき事情といえる。それにもかかわらず、審査請求人は同検査結果を提出していないのであるから、処分庁において、審査請求人が「知識及び技能」を有

するか否かを判断できないとしたことは合理的である。そして、「知識及び技能」を有するか否かを判断できないことから、産業廃棄物処分業の許可の基準を満たさないとして、本件許可更新申請につき不許可処分とした処分庁の判断は適法である。

(3) 本件不許可処分に要した期間

審査請求人は、審査請求人による本件許可更新申請後、処分庁が本件不許可処分までに要した期間が不当に長く、違法であると主張している。確かに、本件では審査請求人から本件許可更新申請を受けた後、本件不許可処分を行うまでに2年6か月の期間が空いている。しかし、処分庁は、本件施設が維持管理基準に適合していないことを確認した後、複数回にわたり指導を行い、それぞれにつき、履行期限を設定した。一方、審査請求人はこれらの指導に従うことはなかった。これを受け、処分庁は審査請求人に対して、本件改善命令等を出したところ、審査請求人は本件改善命令等にも従わなかったというのである。

上記事実に照らすと、処分庁は、本件許可更新申請後、いたずらに2年以上の時を過ごしていたわけではなく、審査請求人に対して許可に必要な是正を求め続け、審査請求人がこれを拒否し続けていたというのであるから、処分庁が本件不許可処分までに要した期間が不当に長いとはいえない。

以上により、本件不許可処分に不当、違法な点はない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和7年4月15日、審査庁から諮問を受け、同年5月15日及び同月29日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和7年5月1日及び同月16日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件取消処分及び本件不許可処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件取消処分について

廃掃法15条の3第1項2号は、都道府県知事は、産業廃棄物処理施設

の設置者が、廃掃法15条の2の7の規定による処分（改善命令等）に違反したときは、当該産業廃棄物処理施設に係る設置の許可を取り消さなければならないと規定する。

そして、本件では、審査請求人が、本件施設において浸出液処理設備を修繕し、かつ浸出液処理設備で処理された放流水について水質検査（廃掃法15条の2の3第1項に規定する施設設置者の施設維持管理の一環としての水質検査）を実施するよう求める処分庁からの本件改善命令等を受け、これを期限（令和6年3月20日）までに履行しなかったことを理由として、本件取消処分がされている。

したがって、審査請求人による本件改善命令等の違反該当性について、以下検討する。

ア 本件施設の浸出液処理設備の修繕の有無について

廃掃法15条の2の3第1項は、産業廃棄物処理施設の設置者は、基準省令等に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない旨規定し、基準省令2条2項3号（基準省令1条2項14号口の規定の例によると規定。）は、管理型最終処分場における浸出液処理設備の維持管理は、「浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること」により行うことと規定している。

本件許可更新申請を受け、処分庁が令和4年12月27日に現地確認を行った（令和7年5月16日付け審査庁主張書面）ところ、本件施設の浸出液処理設備が故障していることが確認され、その後、処分庁は審査請求人に対して行政指導を行ってきた。しかし、審査請求人から当該故障を修繕した事実を証明する資料が提出されたとは認められない。

したがって、本件施設の浸出液処理設備が修繕されている事実は確認できない。

イ 適正な水質検査の実施の有無について

（ア）廃掃法15条の2の3第1項は、産業廃棄物処理施設の設置者は、基準省令等に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない旨規定し、基準省令2条2項3号（基準省令1条2項14号ハ（1）及び（2）の規定の例によると規定。）は、管理型最終処分場における浸出液処理設備の維持管理は、放流水の水質検査を、排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること、水素

イオン濃度等について1月に1回以上測定し、かつ、記録することにより行う旨規定している。

そして、審査請求人は、廃掃法は、水質検査のための水を採取する地点について規定しておらず、本件施設の敷地内の調整池から公共用水域に放出する地点で採取した水について水質検査を実施すればよいものであり、本件許可更新申請が保留されていた期間も、搬入を停止していた期間も、毎月の水質検査及び年1回の水質検査を実施してきていると主張する。

一方、処分庁は、放流水の水質検査は浸出液処理設備の維持管理の一環として実施するものであること、本件施設の浸出液処理設備で処理された放流水は、上記調整池へ入り、その後に公共用水域へ排出される構造となっているところ、当該調整池は素掘りの溜池であることから雨水等が流れ込む可能性があり、また、当該調整池の水は地下浸透するおそれがあるため、当該調整池の出口で水を採取し、水質検査を行ったのでは、浸出液処理設備の性能を確認する水質検査の趣旨を果たす調査を行うことができないことから、浸出液処理設備から排出された直後の水を採取し、水質検査を実施すべきと主張する。

(イ) この点について、管理型最終処分場における浸出液処理設備の維持管理の一環として実施する水質検査の水を採取する地点に関する廃掃法等の法令及び通達の規定は見当たらない。すなわち、廃掃法15条の2の3第1項は、「環境省令で定める技術上の基準（中略）に従い、当該廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない」と規定し、それを受けた基準省令2条2項3号（基準省令1条2項14号ハの規定の例によると規定。）は、「放流水の水質検査を次により行うこと」と規定するのみで、「放流水」の具体的な定義や水質検査のための水の採取地点については規定していない。これは、廃掃法等の法令及び通達の趣旨が、産業廃棄物処理施設の構造等は施設ごとに異なるため、施設の維持管理の一環として浸出液処理設備の性能を確認するのに適した水の採取地点も施設ごとに判断せざるを得ないというものであることを踏まえ、当該水質検査に関する判断は、都道府県知事の専門的知見に基づく裁量に委ねられているものと解される。

もっとも、その判断が法令の趣旨、目的に沿った合理的なものであることを要するのは多言を要しないのであって、重要な事実の基礎を欠く

こと、その判断の過程において、考慮すべき事柄を考慮していないこと、又は考慮された事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと等により、判断の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものである場合には、裁量権の範囲を逸脱又は濫用してされたものとして、かかる判断に基づいてされた本件取消処分は違法となり、また行政庁の判断の内容が不合理である場合には、当該処分は不当と評価されるものと解するのが相当である。

(ウ) 本件において、処分庁が浸出液処理設備の性能を確認する趣旨で、浸出液処理設備から排出された直後の水を採取し、検査をすべきと判断したことは、法の趣旨、目的に沿った合理的なものであって、その判断内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとはいえず、その裁量権の範囲の逸脱又は濫用は認められない。また、行政庁の判断の内容が不合理であるともいえず、不当ともいえない。

したがって、審査請求人は、廃掃法15条の2の3第1項に規定する適正な水質検査を実施しているとはいえないとの処分庁の判断は妥当である。

なお、審査請求人は、令和5年6月26日付けの「産業廃棄物処理施設の定期検査結果について（通知）」で、処分庁が「管理型最終処分場の技術上の基準（構造基準）に適合」としていることを主張する。しかし、当該定期検査は、廃掃法15条の2の2の規定に基づく都道府県知事による定期検査であって、審査請求人から同月6日付けで提出された定期検査申請書に基づき実施されたものである。処分庁は、同月12日に定期検査を実施後、管理型最終処分場の構造基準には適合する旨を通知するとともに、維持管理基準（水質検査の未実施、維持管理記録の未確認、本件施設の浸出液処理設備の修繕等）に係る事項については是正を求めているのであるから、定期検査結果と矛盾するところはない。したがって、適正な水質検査が実施されていないと認められるから、審査請求人の主張は採用できない。

以上により、審査請求人は、廃掃法15条の2の7の規定による本件改善命令等に違反し、よって廃掃法15条の3第1項2号に該当すると認められるため、本件取消処分は違法又は不当とはいえない。

(2) 本件不許可処分について

ア 廃掃法14条6項は、産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、

都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定し、同条7項は、当該許可は、5年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うことと規定する。また、同条10項1号は、都道府県知事は、当該許可の申請が「その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合する」ものであると認めるときでなければ、当該許可をしてはならないと規定する。さらに、当該環境省令で定める基準について、廃掃法施行規則10条の5第2号で「埋立処分（中略）を業として行う場合」を規定し、同号イ「施設に係る基準」（1）において、「埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること」と規定し、同号ロ「申請者の能力に係る基準」（1）において、「産業廃棄物の埋立処分（中略）を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」と規定する。

イ そして、本件不許可処分の理由は、令和6年6月17日付けの本件不許可処分の通知書によれば、①本件許可更新申請の事業の範囲における本件施設（管理型最終処分場）について本件取消処分が行われたことにより、廃掃法施行規則10条の5第2号イ「施設に係る基準」（1）の「埋立処分に適する最終処分場（中略）を有する」旨の要件を満たさず、廃掃法14条10項1号に規定する「その事業の用に供する施設」について「環境省令で定める基準」の適合性が認められないこと、②本件許可更新申請の事業の範囲における安定型最終処分場について、基準省令2条2項2号に規定する点検や、その他の記録を適正に実施し報告するよう処分庁から複数回求められていたが、審査請求人から報告がされなかったことにより、廃掃法施行規則10条の5第2号ロに規定する「知識及び技能」を有すると判断できないため、当該要件を満たさず、廃掃法14条10項1号に規定する「申請者の能力」について「環境省令で定める基準」の適合性が認められないこと及び③本件許可更新申請の事業の範囲における安定最終処分場について、基準省令2条2項2号ハで規定される処分場周縁地下水の水質検査、同号ホで規定される浸透水の水質検査が適正に実施されていることが確認できなかったため、処分庁から審査請求人に対して適正に水質検査を実施するよう複数回求めている

たが、適正に水質検査が実施されなかったことにより、廃掃法施行規則10条の5第2号ロに規定する「知識及び技能」を有すると判断できないため、当該要件を満たさず、廃掃法14条10項1号に規定する「申請者の能力」について「環境省令で定める基準」の適合性が認められないこととされている。

したがって、上記①から③までの処分庁の判断が妥当かどうかについて、以下検討する。

(ア) 「施設に係る基準」について

廃掃法施行規則10条の5第2号イ「施設に係る基準」(1)は、「埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること」と規定しており、その構造が当該施設において取り扱う産業廃棄物の性状に応じた適正な処理ができるものであること、稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ、維持管理が適正に行えるものであること、また、当該施設について継続的に使用する権限を有することが必要とされる(許可事務通知第1の3)。

上記(1)のとおり、審査請求人は、本件改善命令等(浸出液処理設備の修繕及び放流水の適切な水質検査の実施)を受けたにもかかわらず、改善命令等により命じられた措置を期限までに履行しなかったことを理由として本件取消処分を受けている。したがって、審査請求人は、本件施設の設置許可を取り消されたことにより、最終処分場を継続的に使用する権限を有しなくなったことは明らかであり、「産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場(中略)を有する」とはいえず、上記(2)イ①の廃掃法施行規則10条の5第2号イの「施設に係る基準」を満たしていないとした処分庁の判断は妥当である。

(イ) 「申請者の能力に係る基準」について

A 廃掃法施行規則10条の5第2号ロ「申請者の能力に係る基準」

(1)は、産業廃棄物の埋立処分を的確に行うに足る「知識及び技能」を有することと規定しており、これを有するかについては、本件のような産業廃棄物処理業の許可更新申請の場合、新規の許可申請とは前提が異なることから、上記第2の2(2)の審査庁の説明のとおり、申請者の過去の実績等も踏まえて各種基準の遵守状況等様々な事情を総合的に判断すべきであると解される(許可事務通知においても、

同様の趣旨から、例えば廃掃法施行規則8条の38の3第5号の「知識及び技能」の判断につき、当該申請に係る産業廃棄物又はこれに類するものの処理実績、当該申請に係る産業廃棄物の処理に関連する講習の受講実績、産業廃棄物処理業の許可証、産業廃棄物処理施設の設置許可証等に照らして確認することを求めている。）。

本件については、審査請求人は本件許可更新申請に際し上記許可証等を提出しているものの、上記イのとおり、処分庁は、安定型最終処分場の点検等及び水質検査が適正に実施されていることを確認できないことを理由に本件不許可処分を行っている。

B なお、審理員意見書においては、審査請求人は、本件施設の浸出液処理設備にて処理した直後の放流水について水質検査等を実施しておらず、廃掃法に定める点検、検査等が適正に実施されているとはいえない。各種水質検査の結果は、産業廃棄物処理施設が適切に稼働していることを示す重要な検査であるにもかかわらず、審査請求人はこれを提出していなかったのであるから、処分庁において、審査請求人が「知識及び技能」を有するか否かを判断できないとしたことは合理的としている（審査庁は、本件諮問に係る判断は審理員意見書と異ならないとしている。）。しかし、当該水質検査は、本件施設（管理型最終処分場）に係る浸出液処理設備の水質検査であり、他方で、安定型最終処分場の維持管理のための水質検査についての言及はないことから、本件不許可処分のうち最終処分業（安定型）に係る判断の妥当性について検討がされていないように見受けられた。

この点について、審査庁に確認したところ（令和7年5月16日付け審査庁主張書面）、水質検査について浸出液処理設備に限定した記載は誤記であり、削除すべきであった、また、最終処分業（安定型）に係る本件不許可処分の妥当性については、審査請求人が水質検査等を実施しておらず、法に定める点検、検査等が実施されていないことを検討し、妥当であると判断したものであるとのことであった。

C 以上を踏まえ、審査請求人が産業廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる「知識及び技能」を有していないとした処分庁の判断の妥当性について、以下検討する。

審査請求人が産業廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる「知識及び技能」を有するかについては、申請者たる審査請求人の過去の実

績等も踏まえて各種基準の遵守状況等様々な事情を総合的に判断すべきと解されるどころ、法令等で定める点検やその記録及び水質検査等を適正に行い、各種基準等を遵守しているかどうかは、上記判断を行うに当たって重要な事項である。しかし、本件では、審査請求人から法令等で定める点検やその記録及び水質検査等の報告がないことから、処分庁は、当該点検や水質検査等が適正にされているか確認できず、各種基準等を遵守しているかどうかも確認できなかったものと認められる。よって、審査請求人が産業廃棄物の埋立処分を的確に行うに足る「知識及び技能」を有するとは判断できないため、審査請求人は、廃掃法施行規則10条の5第2号ロ「申請者の能力に係る基準」(1)を満たすとは認められないとの処分庁の判断は妥当である。

なお、上記Bのとおり、本件不許可処分のうち最終処分業(安定型)に係る判断の妥当性については、審理員意見書に誤記があり、これを踏まえた審査庁において適切に検討されたか否かが不明確であったといわざるを得ない。審査庁は、審理員意見書の内容を正確かつ適切に検討・判断した上で、当審査会に諮問すべきである。

ウ その他

審査請求人は、処分庁は地下水の水質検査を2か所以上にするよう指示するなど違法な行政指示をしている、廃掃法は、水質に問題なければ地下水の水質検査を不要としていると主張するが、安定型最終処分場の維持管理の技術上の基準については、基準省令2条2項2号ハ柱書きにおいて、「浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと」と規定されており、加えて、同号ハ(2)において、「ただし、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない」とされているところ、これは地下水の水質検査の項目について限定しているものであり、地下水の水質検査自体を不要としているものではないため、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 本件不許可処分に要した期間について

審査請求人は、令和3年11月2日付けの本件許可更新申請を2年6か月間保留して本件不許可処分としたことは、重大な違法行為であると主張する。本件許可更新申請は、同日付けで受理され、令和6年6月17日に

本件不許可処分が行われており、約2年7か月を要している。この間、処分庁は、弁明書（令和6年9月24日付け）によると、令和3年12月6日の現地確認において、本件施設が維持管理の技術上の基準に適合していないことを確認した後、令和4年1月13日付け、同年3月15日付け及び令和5年7月11日付けで文書指導を行い、それぞれにつき、履行期限を設定したにもかかわらず、審査請求人はこれらの指導に従わなかった。このため、処分庁は、審査請求人に対して、同年10月20日に本件改善命令等を行ったものの、審査請求人は本件改善命令等にも従わなかったことから、令和6年6月17日付けで本件不許可処分を行った。

以上より、処分庁は、審査請求人に対して、本件更新許可申請に係る許可に必要な是正を求め続け、審査請求人がこれを拒否し続けていたのであるから、処分庁が本件不許可処分までに要した期間が不当に長いとする審査請求人の主張は採用できない。

なお、廃掃法14条8項の規定により、審査請求人に係る従前の許可は、その有効期間の満了後も、本件不許可処分がされるまでの間はなおその効力を有していた。

(4) 結論

以上のことから、廃掃法15条の3第1項2号に規定する「処分に違反したとき」に該当することを根拠とする本件取消処分及び廃掃法14条10項1号に規定する「その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」とは認められないことを根拠とする本件不許可処分について、違法又は不当とはいえない。

3 付言

本件不許可処分の通知書（令和6年6月17日付け）には、行政不服審査法82条1項に基づく教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）46条1項に基づく教示は記載されていない。審査庁にその理由を照会したところ（令和7年5月16日付け審査庁主張書面）、本件不許可処分に当たって、法的根拠の整合性や不許可に伴う他の法令への影響等を精査することに注力してしまい、教示については失念したためとのことである。しかし、当該教示がされなければ、処分の名宛人が審査請求及び取消訴訟を提起する機会を逸する事態を招きかねない。今後、処分庁は、各法律の規定に則して、必ず審査請求及び取消訴訟の教示をする必要がある。また、審査庁は、都道

府県知事の行う処分について、今後同様のことがないように措置を講ずる必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	中	原	茂	樹	
委	員	福	本	美	苗	